



ている人に対し、軽減措置を実施します。 二段階の人のうち収入が少なく生活が著しく困窮し の介護保険料について、保険料段階が第一および第 鳥取市では第一号被保険者(六十五歳以上の人)

軽減の対象とな

されていない。 【ア】左記の および第二段階の人 すべて満たす介護保険料第一 ついてはいずれか)の条件を 本人と家族に前年の所得 本人と家族に市民税が課 から ات

計金額が120万円以下であ 20万円以下であり、 今年一年間の収入見込額の合 年間の収入の合計金額が1 の1 本人と家族の前年 かつ、

万円以下であり、かつ、今年 に扶養されていない。 額が60万円以下である。 世帯員三人以上の場合は、 一年間の収入見込額の合計金 人につき35万円加算する。) 年間の収入の合計金額が60 人につき17・5万円加算) の2 本人と家族の前年 市民税が課されている者

で、『鳥取市外国人高齢者福祉 【イ】介護保険料第二段階の者 と認められる。 と生計を共にしていない。 生活が困窮している状態 生活保護を受けていない。 資産などを活用してもな 申

手当』を受給している人

軽減の開始時期

平成13年10月分の保険料から

軽減の程度

(イについて) 基準額の1/2の額に減額 基準額の1/4の額に減額 アについて 煎 前記 基準額の1/2の額に減額 の2に該当する人は の1に該当する人は

申 請 場 所

会課(203174) 市役所第2庁舎1階・ 高齢社

市民税が課されている者

請 期

お知らせします。 平成14年1月7日 (月) まで 平成14年度以降は、 平成13年度分については 改めて

Į	しは
	年額保
	険料額

保険料 対象となる条件 段 階		13年度10月~3月保険料額		14年度分保険料額	
		軽減前の額	軽減後の額	軽減前の額	軽減後の額
上記アの年間収入が	基準額	8,700円	4,300円	17,300円	8,600円
60万円以下の人	×1/4	(13,000円)	(8,600円)		
上記アの年間収入が	基準額	13,000円	4,300円	25,900円	8,600円
60万円以下の人	×1/4	(19,400円)	(10,700円)		
上記アの年間収入が60	基準額	13,000円	8,700円	25 000	47 200III
万円超120万円以下の人	×1/2	(19,400円)	(15,100円)	25,900	17,300円
上記イの外国人高齢者	基準額	13,000円	8,700円	25,900円	17,300円
福祉手当受給者	×1/2	(19,400円)	(15,100円)		
	上記アの年間収入が 60万円以下の人 上記アの年間収入が 60万円以下の人 上記アの年間収入が60 万円超120万円以下の人 上記イの外国人高齢者	対象となる条件 上記アの年間収入が 60万円以下の人 上記アの年間収入が 60万円以下の人 上記アの年間収入が 60万円以下の人 上記アの年間収入が60 上記アの年間収入が60 基準額 万円超120万円以下の人 上記イの外国人高齢者 基準額	対象となる条件 上記アの年間収入が 基準額 8,700円 60万円以下の人 ×1/4 (13,000円) 上記アの年間収入が 基準額 13,000円 60万円以下の人 ×1/4 (19,400円) 上記アの年間収入が60 基準額 13,000円 万円超120万円以下の人 ×1/2 (19,400円) 上記イの外国人高齢者 基準額 13,000円	対象となる条件 上記アの年間収入が 基準額 8,700円 4,300円 60万円以下の人 × 1 / 4 (13,000円) (8,600円) 上記アの年間収入が 基準額 13,000円 4,300円 60万円以下の人 × 1 / 4 (19,400円) 10,700円) 上記アの年間収入が60 基準額 13,000円 8,700円 万円超120万円以下の人 × 1 / 2 (19,400円) 15,100円) 上記イの外国人高齢者 基準額 13,000円 8,700円	負担割合 軽減前の額 軽減後の額 軽減前の額 上記アの年間収入が 基準額 8,700円 4,300円 17,300円 17,300円 13,000円 4,300円 25,900円 13,000円 13,000円 10,700円 10,700

[「]軽減後の負担割合」の欄の基準額について、13年度10月~3月分は「17,300円」、14年度分は「34,500円」です。